（増資の認可の申請）

第四十五条　福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）は、法第九十五条第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　増資金額

二　増資の理由

三　募集の方法

四　増資により取得する金額の使途

五　払込みの方法

（監査報告の作成）

第四十六条　法第百一条第三項に規定する主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

２　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号、第五項第四号及び第五号並びに第五十四条において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　機構の役員及び職員

二　機構の子法人（法第百一条第六項に規定する子法人をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

三　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

３　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

４　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事、機構の子法人の監査役その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

５　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうかについての意見

三　機構の研究開発等業務が、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

四　機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

五　機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったと認めるときは、その事実

六　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

七　監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第四十七条　法第百一条第五項に規定する主務省令で定める書類は、法及び福島復興再生特別措置法施行令（以下「令」という。）並びにこれらに基づく命令の規定に基づき主務大臣に提出する書類とする。

（子法人）

第四十八条　法第百一条第六項に規定する主務省令で定めるものは、独立行政法人会計基準（平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準をいい、この庁令に準ずるものとして適用されるものとする。以下同じ。）の定めるところにより、機構が議決権の過半数を保有している会社等として連結の範囲に含まれる会社とする。

（財務諸表）

第四十九条　法第百十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書とする。

（事業報告書の作成）

第五十条　法第百十八条第二項に規定する主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

２　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　機構の目的及び業務内容

二　国の政策における機構の位置付け及び役割

三　中期目標の概要

四　理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略

五　中期計画及び年度計画の概要

六　助成等業務実施計画の概要

七　持続的に適正なサービスを提供するための源泉

八　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

九　業績の適正な評価に資する情報

十　業務の成果及び当該業務に要した資源

十一　予算及び決算の概要